

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ウイングアーク1st株式会社	コード	4432
提出日	2021/3/16	異動(予定)日	2021/3/16
独立役員届出書の提出理由	新規上場にもない、新たに独立役員を指定するため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	諸星 俊男	社外取締役	○														○	指定	有
2	山澤 光太郎	社外取締役	○														○	指定	有
3	堀内 真人	社外取締役											△						
4	寺田 親弘	社外取締役											△						
5	山田 和広	社外取締役											△						
6	島田 太郎	社外取締役											○						
7	芳賀 研二	社外監査役	○														○	指定	有
8	大江 修子	社外監査役	○											○				指定	有
9	浅枝 芳隆	社外監査役	○														○	指定	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		諸星 俊男氏は、日系IT企業及び外資系IT企業での豊富な経営経験と当社ビジネスに関する深い見識を有しており、当社の経営に関してグローバルな視点から様々な提言を行って頂きたく、選任しております。なお、取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定いたしました。
2		山澤 光太郎氏は、日本銀行及び日本取引所グループでの豊富な経験と上場企業としてのコーポレート・ガバナンスに関する見識を有しており、多様な視点からの経営全般に関する助言及び適切な監督機能を果たしていただくことを期待し、選任しております。なお、同氏は取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定いたしました。
3	堀内真人氏は過去、当社株式の24.90%を保有する主要株主であるIW.DXパートナーズ株式会社の代表取締役社長でありました。	堀内 真人氏は伊藤忠商事株式会社でのグローバルビジネスに関する豊富な知見と経験を有しており、当社の経営に関してグローバルな視点から様々な助言を行っていただくことを期待し、選任しております。
4	寺田親弘氏は、当社株式の7.80%を保有する株主であるSansan株式会社の代表取締役社長であります。	寺田 親弘氏は、Sansan株式会社でのクラウドビジネスに関する豊富な知見と経験を有しており、当社の経営全般とクラウドビジネスの観点から有用な助言を行っていただくことを期待し、選任しております。
5	山田和広氏は当社株式の39.84%を保有する主要株主であるCJP WA Holdings, L.P.の運営を行うカーライル・ジャパン・エルエルシーの日本における代表及びマネージングディレクターであります。当社株式の新規上場に伴う売出しにより、CJP WA Holdings, L.P.は主要株主に該当しないこととなりました。	山田 和広氏は、グローバルファンドの日本における代表及びマネージングディレクターとしての幅広い経験に基づき、企業価値向上の観点から、当社の経営上有用な発言を適宜行っております。
6	島田 太郎氏は、当社株式の15.00%を保有する主要株主である東芝デジタルソリューションズ株式会社の取締役社長であります。	島田 太郎氏は、東芝デジタルソリューションズ株式会社での豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般とデータビジネスの観点から有用な助言を行っていただくことを期待し、選任しております。
7		芳賀 研二氏は、上場企業での豊富な経営経験及び監査役としての経験を有しており、コーポレート・ガバナンス強化の観点から適切な助言を頂きたく、選任しております。なお、同氏は取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定いたしました。
8	大江 修子氏がパートナーを務めるTMI総合法律事務所は、当社の顧問弁護士が所属している弁護士事務所です。	大江 修子氏は、弁護士として法律に関する高い経験と見識を有しており、社外監査役としての監査機能の実効性を高めて頂きたく、選任しております。なお、同氏は取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定いたしました。
9		浅枝 芳隆氏は、会計士として会計に関する高い経験と見識を有しており、社外監査役として監査機能の実効性を高めて頂きたく、選任しております。なお、同氏は取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定いたしました。

4. 補足説明

- | |
|--|
| |
|--|
- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。